

# 全国商工会連合会 提出資料

(第2回行政手続部会)

平成 29 年 9 月 15 日

全国商工会連合会

## 1. 重点要望事項

### 【意見 1】 税務に関する手続き

- ・ 電子的提出だけでなく、紙ベースでも申請・届出の受付窓口一本化について検討すること（該当箇所①参照）。
- ・ 個人納税者についても対応を可能とすること。
- ・ e-Tax と eLTAX について統合を検討すること（該当箇所②参照）。

#### ■ 該当箇所①

財務省 国税 > 2. 削減方法 > (5) 地方税との情報連携の徹底  
>イ 電子的提出の一元化等

(ハ) 法人納税者の開廃業・移動等に係る申請・届出手続きの電子的提出の一元化  
法人納税者が設立又は納税地移動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。

※個人納税者の場合、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。

#### □ 参考：窓口一本化対応の例（厚生労働省）

厚生労働省 社会保険に関する手続き > 2. 削減方法  
>ウ. 「ワンストップ化」の実現

##### ⑦ ワンストップ受付窓口の設置

統一様式については、受付窓口も統一化し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括して受け付けることを可能とする。

※ 新規適用届（適用事業所設置届、労働保険関係成立届）、適用事業所全喪届（適用事業所廃止届）、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届

#### ■ 該当箇所②

財務省 国税 > 2. 削減方法 > (5) 地方税との情報連携の徹底  
>ロ 国と地方の情報連携等

(イ) e-Tax と eLTAX の仕様の共通化の推進

e-Tax と eLTAX 双方の利便性を向上させるため、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ、各仕様の内容及び公開方法の共通化を実施する。

**【意見 2】 デジタルファーストの普及**

- ・電子手続きを促進させるため、何らかのインセンティブを与える仕組みを検討することも必要ではないか。

**【意見 3】 事後手続きに関する事項**

- ・補助事業を実施する際の書類の保存期間の短縮、保管書類の簡素化を検討すること。

**【意見 4】 事業者目線の規制改革**

- ・事業者目線で実現化を図ること。
- ・適時に進捗管理・フォローアップをしながら着実に進めること。

## 2. その他要望事項（継続して要望する事項）

基本計画から実行段階へ移行する際に検討していただきたい事項は、以下のとおり。

	手続の種類	所管省庁等	回答内容・要望事項
1	労働保険、社会保険に関する手続き	厚労省	労働保険の分野では、商工会は労働保険事務組合として、事業主からの委託を受けて事務処理をしているが、社会保険についても事務組合の仕組みを導入することによりワンストップ対応が可能となるので、小規模事業者の負担は軽減される。
2	労働保険、社会保険に関する手続き	厚労省	労働保険に関して、必要確認書類は担当者によって求められる書類が異なることがあり、必要添付書類のマニュアルが労働保険事務組合にすらないため、非常にわかりづらい。インターネット上で公式的に開示して欲しい。
3	労働保険、社会	厚労省	労働保険関係書類の様式を A4 版に統一して欲しい

	手続の種類	所管省庁等	回答内容・要望事項
	保険に関する手続		(保険関係成立届は A4 版より 10 センチほど長い。しかも、労働保険事務組合の適用促進事業の申請時に添付する保険関係成立届の写しは A4 版に縮小しなければならない。また、貸金等報告書は B4 版になっている)。
4	税務に関する手続	財務省 国税庁	開業の際の手続き書類は、青色申告に係る書類を含めると数多く提出する必要があるため、提出漏れにつながる可能性がある。提出期限内に終了させるためには、1 枚で済ませることができれば提出漏れの恐れがなくなる。
5	建設業許可・経営事項審査に関する手続	国土交通省 地方公共団体	建設業の変更届などで貸借対照表・損益計算書を規定の用紙に記載しているが、税務署等に提出する決算報告書の添付で代用して欲しい。
6	建設業許可・経営事項審査に関する手続	国土交通省 地方公共団体	既に他の行政機関に提出している資料及び他の行政機関が保有する情報(納税証明、社会保険や労働保険の納付証明、雇用保険被保険者台帳、登記情報等)について、手続きの度に改めて取り直す必要があり、手間と時間がかかるうえに手数料負担もある。各種申請時に共通する書類については、法人番号及びマイナンバー等の活用を通じて行政機関内で参照出来る仕組みを構築し、添付書類を省略化して欲しい。
7	建設業許可・経営事項審査に関する手続	国土交通省 地方公共団体	提出書類が重複するものがあるため、申請手続きについて一括申請出来るようにして欲しい。
8	経営事項審査に関する手続	国土交通省	工事経歴書では、業種ごとの全体完成工事高の 7 割を超えるところまで必要事項を記載するが、小規模事業者は少額の工事を積み重ねているのが実情であり、7 割超記載するのは煩雑作業である。そのため、小規模事業者については条件緩和して欲しい。
9	経営事項審査に関する手続	国土交通省	準備する資料の多さと、指定された場所に赴くための手間と時間がかかることから、対面審査を省略出来ないか。
10	競争入札参加資格に関する手続	国・地方公共団体	提出書類の作成負担が大きいため、有効期間の長期化及び資格の更新制を導入し、簡素な手続で更新出来るようにして欲しい。
11	競争入札に関	国・地方公	入札参加から、落札の決定まで一貫して電子化して

	手続の種類	所管省庁等	回答内容・要望事項
	する手続き	共団体	欲しい。
12	入札に係る契約手続き	国土交通省 地方公共団体	現在、建設工事にかかる請負契約書の印紙税額は租税特別措置法で軽減措置が講じられており、一定の負担軽減に役立っている。措置期間の延長もしくは恒久的措置として欲しい。また、請負業者が中小企業や小規模事業者の場合には更に税額が軽減されるような措置も検討して頂きたい。
13	入札に係る契約手続き	国・地方公共団体	落札後、競争入札資格申請の段階で審査されたにも関わらず、保証金を支払う必要があり、資金調達の負担がある。業種や規模、契約の種類等に応じて、保証金の減額・免除の要件緩和や契約手続き期間の配慮が欲しい。
14	競争入札に関する手続き全般	国・地方公共団体	国・県・市町村で申請様式や添付する資料が異なり、事務手続が非効率になっており、営業と事務の兼務が多い小規模事業者にとって過度な負担となっている。そのため、国・県・市町村で申請書・添付書類・手続きの統一化して欲しい。